

第7章 国内総生産（支出側）の推計

1. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、a. 家計最終消費支出に b. 対家計民間非営利団体最終消費支出を加えたものである。

なお、民間最終消費支出に一般政府から家計に対し、現物による財貨又はサービスの形で提供される現物社会移転を加算したものが、現実家計最終消費となる（現物社会移転については、「第9章4. 現物所得の再分配勘定の推計」を参照）。

（1）家計最終消費支出

家計最終消費支出は以下の項目から成る。

家計最終消費支出 (=①+②-③)

- ① 国内家計最終消費支出
- ② 居住者家計の海外での直接購入
- ③ 非居住者家計の国内での直接購入（控除）

家計最終消費支出の大部分を占める国内家計最終消費支出の推計方法は以下のとおりである。

また、②居住者家計の海外での直接購入及び③非居住者家計の国内での直接購入については、『国際収支統計』に基づいて推計する。

a. 国内家計最終消費支出推計の基本体系

（a）名目値の推計

i. 历年計数の推計

国内家計最終消費支出历年計数は、コモ法によって推計する市場生産者の産出する財貨・サービス分と、非市場生産者による家計への「財貨・サービスの販売」を合算して推計する。コモ法では、コモ8桁品目で推計し、各品目は116目的分類に集計することによって、マトリックスを作成する。同様に、一般政府及び対家計民間非営利団体の「財貨・サービスの販売」についても116目的に分類し、これをコモ法によるマトリックスと合算することにより、116目的分類からなる国内ベースの最終消費支出マトリックス（コモ集計マトリックス）（历年計数）を作成する。ただし、コモ法による历年計数には、国内家計最終消費支出に含まれない「現物給付」分が含まれているため、その分を控除する。なお、国内家計最終消費支出の分類には、上記目的分類のほかに形態分類があるが、116目的の各目的分類は、形態分類（4形態）のいずれか一つ

に対応するよう設計されている。

ii. 四半期計数の推計

四半期の国内家計最終消費支出は、コモ暦年計数を補助系列によって四半期分割した上で、四半期ごとの「財貨・サービスの販売」を加えることによって求める。補助系列は、並行推計項目及び共通推計項目についてコモ法と同様の 116 目的分類マトリックスを推計することによって求める。

iii. 表章形式

116 目的分類別に集計し、それをまとめた 13 目的分類及び 4 形態分類で表章する（表 7－1、縦：目的分類、横：形態分類）。

b. 四半期分割のための補助系列推計方法

「国民経済計算推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）2020 年（令和 2 年）基準版」を参照。

（2）対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体のサービス産出額（中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税）から、同生産者の財貨・サービスの販売額及び自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成額を控除することによって推計する（「第 4 章 2. 対家計民間非営利団体関連項目の推計」参照）。

2. 政府最終消費支出

（1）年度計数の推計

政府最終消費支出とは、一般政府のサービス産出額（中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税）から他部門に販売した分である財貨・サービスの販売額及び自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成額を差し引いた一般政府の自己消費分に、医療費、介護費、教科書購入費等、一般政府が家計に供給するため、市場生産者から購入するための支出（現物社会移転（市場産出の購入））を加えたものである。

なお、一般政府の現実最終消費については後述する（「第 9 章 4. 現物所得の再分配勘定の推計」参照）。

年度計数の推計に当たっては、中央政府及び社会保障基金については決算書等、地方政府については『地方財政統計年報』等により中間投入、雇用者報酬等の各項目を積算する（「第 4 章 1. 一般政府関連項目の推計」参照）

第7章 国内総生産（支出側）の推計

表7-1 国内家計最終消費支出 116 目的分類一覧

	1. 耐久財	2. 半耐久財	3. 非耐久財	4. サービス	推計項目
1. 食料・非アルコール					
01101 穀類・同製品			○		並、販
01102 家畜・食肉			○		並、販
01103 魚介類			○		並、販
01104 乳・卵類			○		並、販
01105 油脂			○		並、販
01106 果物・ナツツ			○		並、販
01107 野菜・芋・調理用バナナ・豆類			○		並、販
01108 砂糖・菓子類			○		並、販
01109 調理食品・他の食品			○		並、販
01201 コーヒー及びコーヒー代替品			○		並
01202 茶・マテ茶、その他の植物茶			○		並
01203 飲料水			○		並
01204 ソフトドリンク			○		並
01205 その他の非アルコール飲料			○		並
2. アルコール飲料・たばこ					
02101 薫留酒			○		並
02102 ワイン			○		並
02103 ビール			○		並
02104 その他のアルコール飲料			○		並
02200 たばこ			○		並
3. 服飾・履物					
03101 被服素材			○		並
03102 衣服			○		並
03103 その他の衣料及び衣服装飾品			○		並
03104 衣類のクリーニング、修理、仕立て及びレンタル費			○		共
03201 靴及びその他の履物			○		並
4. 住宅・電気・ガス・水道					
04101 住宅賃料(持ち家の帰属家賃を除く)			○		共
04201 住宅賃料(持ち家の帰属家賃)			○		共
04301 住宅の維持・修繕のための防犯設備・資材			○		共
04302 住宅の維持・修繕・警備に関するサービス			○		共
04401 上水道			○		共、販
04402 廉棄物処理			○		共、販
04403 その他の住宅関連サービス			○		共
04501 電気			○		共
04502 ガス			○		並
04503 液体燃料			○		並
04504 固形燃料			○		並
04505 その他の冷暖房用エネルギー			○		並
5. 家具・家庭用機器・家事サービス					
05101 家具、調度品及び敷物	○				並、販
05201 家庭用織維製品		○			並
05301 大型家庭用器具	○				並
05302 小型家庭		○			並
05400 ガラス製品・食器及び家庭用品		○			並
05501 電動工具及び装置	○				並
05502 非電動工具及びその他の附属品		○			並
05503 工具及び装置の修理・レンタル費			○		共
05601 非耐久家庭用品			○		並
05602 家庭サービス及び家事サービス			○		共
6. 保健・医療					
06101 医薬品			○		並
06102 医療用製品			○		並
06103 病院用製品	○				並
06104 医療・福祉用製品の修理、レンタル及び保守費					共
06201 予防接種サービス			○		共
06202 歯科外来サービス			○		共
06203 その他の外来サービス			○		共
06301 入院患者の治療及びリハビリテーションサービス			○		共
06302 入院介護サービス			○		共
7. 交通					
07101 自動車	○				共
07102 オートバイ	○				共
07103 自転車	○				並
07201 個人輸送機器の部品及び付属品		○			並
07202 個人輸送機器用の燃料及び潤滑油			○		並
07203 個人輸送機器の保守及び修理費			○		並
07204 個人輸送機器に関するその他のサービス			○		並
07301 鉄道旅客輸送			○		並
07302 道路旅客輸送			○		並
07303 航空旅客輸送			○		並
07304 水上旅客輸送			○		並
07401 郵便・宅配便			○		並
07402 その他の物品の輸送			○		並
8. 情報・通信					
08101 固定電話機器	○				共
08102 携帯電話機器	○				並
08103 情報処理装置	○				並
08104 映像音声の受信、記録及び再生のための機器	○				並
08105 未記録の記録メディア		○			並
08200 ソフトウェア			○		共
08301 固定通信サービス			○		並
08302 移動通信サービス			○		並
08303 インターネットプロバイダー及びネットストレージサービス			○		共
08304 情報通信機器の修理・レンタル費			○		並
08305 その他の情報通信サービス			○		並
9. 樹木・スポーツ・文化					
09101 写真・撮影用装置及び光学器械	○				並
09102 レクリエーション用大型耐久財					共
09201 ゲーム及び玩具等		○			並
09202 スポーツ用具等					並
09301 園芸用品・植物及び花			○		並
09302 ヘッド及びヘッド用製品			○		共
09401 レクリエーション用大型耐久財のレンタル、保守及び修理費					共
09402 スポーツ用具等のレンタル・修理費					共
09403 運動サービス及びひその他のヘッド用サービス			○		共
09404 レクリエーション及びスポーツサービス			○		共、販
09405 キャンプフレーム			○		共
09501 楽器	○				並
09601 映画、劇及びコンサート			○		共
09602 写真サービス			○		共
09603 その他の文化サービス			○		共、販
09701 書籍		○			共
09702 新聞及び定期刊行物		○			共
09703 その他の印刷物		○			並
09704 文房具及び画材		○			並
09800 パッケージ旅行			○		並
10. 給育サービス					
10000 教育			○		共、販
11. 外食・宿泊サービス					
11101 飲食サービス			○		共
11102 給食			○		販
11200 宿泊サービス			○		共、販
12. 保険・金融サービス					
12101 生命保険・傷害保険			○		共
12102 住宅用保険			○		共
12103 その他の保険			○		共
12201 FISIM			○		共
12202 金融サービス(除くFISIM)			○		共
13. 個別ケニア・社会保険・その他のサービス					
13101 個人ケニア用電気製品			○		並
13102 その他の個人ケニア用器具、関連品及び製品			○		並
13103 美容院及び身体手入れ施設			○		共
13201 宝石及び時計	○				並
13202 礼拝開通品並びに宗教及び儀礼の祝祭開通品			○		並
13203 その他の身の回り品			○		並
13300 社会的保護			○		共
13900 その他のサービス			○		共、販

(2) 四半期計数の推計

一般政府に関する計数は、決算書等から基本的には年度ベースで把握されるため、四半期計数が入手できないものについては、年度額を以下のとおり四半期分割する。

- ① 雇用者報酬は、当該四半期別の人一人当たり給与額で分割する。
- ② 中間消費は、年度計数を四等分する。
- ③ 生産・輸入品に課される税は、年度計数を四等分する。
- ④ 固定資本減耗は、総固定資本形成のフローと整合的な四半期の補助系列を作成し、これを用いて暦年計数を四半期分割する。
- ⑤ 財貨・サービスの販売は、ヒアリング結果等によるパターンで分割する。
- ⑥ 自己勘定の総固定資本形成（研究・開発）は、本章「3. (1) ②」参照。
- ⑦ 現物社会移転（市場産出の購入）のうち社会保障給付（医療、介護分）及び戦傷病者等無賃乗車船等負担金は、年度計数を四半期ごとの支出比率等により割り振る。教科書購入費は、年度計数を四等分する。保育所（市場生産者の産出のうち政府負担分）については、原則として暦年計数を4等分する。

3. 総固定資本形成

(1) 推計の基本体系

総固定資本形成の暦年計数は、コモ法によって推計される市場生産者の産出する財貨・サービス分と、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成分を合算して推計される。こうした方法では各需要項目について品目別の暦年計数が推計される一方、一般政府や企業といった投資主体別の内訳や四半期計数を明らかにするものではない。

したがって、上記の方法によって推計した総固定資本形成（暦年計数）と整合性のとれた各主体別及び四半期別の総固定資本形成を推計するためには、別途各主体について四半期別の総固定資本形成を推計し、これにより上記の方法によって推計した総固定資本形成を分割する必要がある。その分割は次のように行う。

①コモ法により推計される総固定資本形成

a. 知的財産生産物を除く固定資産

まず一国全体の住宅投資（暦年計数）を推計し、コモ法により推計した総固定資本形成（暦年計数）からこれを差し引き、コモ法による「住宅投資以外の総固定資本形成（暦年計数）」を求める。

次に公的企業の総固定資本形成（暦年計数、知的財産生産物を除く）と一般政府の総固定資本形成（暦年計数、知的財産生産物を除く）を別途推計し、「住宅投資以外の総固

定資本形成（暦年計数）」からこれを差し引く。こうして求めたものが民間企業設備のうち知的財産生産物を除く分（暦年計数）となる。

建設補修（改裝・改修）の住宅分については、『建設工事施工統計』（国土交通省）から求めた住宅／非住宅、民間／公共の4区分別の維持・修繕工事費に、同じく4区分別に算出した『建築物リフォーム・リニューアル調査』から求めた建設補修全体に占める「改裝・改修」の比率を乗じて推計する²⁸。また、令和2年（2020年）産業連関表における概念範囲に合わせるため、「改裝・改修」には耐震改修工事分を加算する。なお、建設補修（改裝・改修）の民間土木分については、『建設工事施工統計』より求まる維持・修繕工事費の全てを「維持・修理」分とする。

各主体別及び四半期別の計数の推計方法は、下記「(2) 需要項目別推計方法」を参照。

b. 知的財産生産物

コモ法で推計される総固定資本形成のうち知的財産生産物分は、生産者が1年を超えて生産に使用するコンピュータソフトウェアのうち受注型ソフトウェア、パッケージ型ソフトウェア及び自社開発ソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本、並びに研究・開発（非市場生産者による自己勘定分を除く）から構成される。

コンピュータソフトウェアについては、暦年値を『産業連関表』の固定資本マトリックスより求めた比率により、公的分（公的企業及び一般政府）と民間分（民間法人企業及び対家計民間非営利団体）に按分する。四半期計数は、受注型ソフトウェア及びパッケージ型ソフトウェアについては『特定サービス産業動態統計』におけるソフトウェアの月次売上高を用いることで分割し、自社開発ソフトウェアについては、リスマン・サンデー法により分割する。鉱物探査・評価については、決算書より推計する。投資額は、全て公的分（一般政府）とし、四半期計数は年度値を四等分する。

娯楽作品原本は、公的企業と民間（民間非金融法人企業及び個人企業）に分けて推計する。公的企業のテレビ番組原本は、NHKの四半期別の国内放送費の比率で四半期分割する。その他の映像関連の原本については、民間非金融法人企業の投資とみなし、映画原本は各四半期に四等分する。テレビ番組原本（公共放送を除く）は、東京キー局の四半期決算資料の番組制作費の比率で四半期分割する。音楽原本のうち著作権使用料について、四半期の分配額が公表されている年は、同金額の比率で四半期分割し個人企業の投資とする。それ以外の音楽原本は、四等分で四半期分割し、民間非金融法人企業ないし個人企業の投資とする。書籍は、『季刊出版指標』の書籍の推定販売金額や書籍の推定出回り金額で四半期分割し、民間非金融法人企業ないし個人企業の投資とみなす。

研究・開発（非市場生産者による自己勘定分を除く）については、『科学技術研究統

²⁸ 「改裝・改修」の比率は、『建築物リフォーム・リニューアル調査』の住宅／非住宅、民間／公共の4区分別受注高を、平均工期を用いて出来高に転換して求めている。

計』における部門別の社内使用研究費を組み替える等により、公的分（公的企業）・民間分（民間法人企業）、非金融分・金融分といった制度部門別に総固定資本形成額を推計する。ただし、第一次年次推計では、調査・公表時期との兼ね合いで同統計が利用可能ではないため、市場生産者分（民間企業及び公的企業）は、『全国企業短期経済観測調査』（短観）の研究開発投資額（実績）の対前年度伸び率等を用いて推計を行う。四半期計数は、研究・開発費との相関がある『法人企業統計』における金融・保険業を除く全産業における資本金10億円以上の販売費及び一般管理費を補助系列として分割する。

②非市場生産者による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成

一般政府や対家計民間非営利団体による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成については、『科学技術研究統計』における部門別の内部使用研究費を組み替える等により推計する。ただし、第一次年次推計では非市場生産者分（一般政府及び対家計民間非営利団体分）はトレンドにより延長推計を行う。四半期計数は、活動分類別に、人件費分については『毎月勤労統計』の関係する産業の賃金指数と常用雇用指数の動きを用いて、その他の費用分については4等分とする。

（2）需要項目別推計方法

①住宅投資

公的住宅投資も含めた全住宅投資額について、『建築物着工統計』の着工建築物（構造別・用途別表）の工事費予定額から推計する。居住専用住宅（準住宅を含む）・居住産業併用建築物の工事費予定額を構造別・用途別平均工期により出来高に転換し、四半期別の進捗ベースの投資額を求める。こうして求められた居住専用住宅及び居住産業併用進捗額に、工事単価、工事面積、着工統計の漏れ等を補正するための修正倍率（国土交通省推計）を乗じ、修正済居住専用住宅進捗額については全額、修正済居住産業併用建築物進捗額についてはその7割を居住分として合計することにより、全住宅投資額を求める。なお、構造別・居住専用、居住産業併用別平均工期については、原則5年ごとに『建築統計年報』（国土交通省）の工事期間データ等から推計し直した値（間の期は補間）を用いる。これに、コモ法で推計された不動産仲介手数料（住宅関連）の総固定資本形成額及び建設補修（改装・改修）の住宅分を加算する。不動産仲介手数料については、住宅投資額の法人・家計比率を用いて、制度部門への分割を行う。

a. 民間住宅

民間住宅投資は、四半期別の全住宅投資額から、別途推計した四半期別の公的住宅投資額を差し引くことにより推計する。各主体別推計は以下のように行う。

（a）対家計民間非営利団体住宅投資

『民間非営利団体実態調査』等から推計する。

(b) 法人住宅投資

『建築物着工統計』の着工建築物の工事費予定額のうち、建築主が「会社」である居住専用住宅・居住産業併用建築物の工事費を進捗転換する。これに修正倍率を乗じて漏れ等を補正し、居住専用住宅進捗額の全額と居住産業併用建築物進捗額の7割を合計して四半期計数を求める。

なお、会社が建築主である分譲住宅については、家計（個人）が購入することから家計住宅に分類されるため、会社の進捗額から分譲住宅を控除した額が法人住宅投資となる。この分譲住宅については、『住宅着工統計』における会社の分譲比率を用いて推計する。

(c) 家計（個人）住宅投資

民間住宅投資額より、法人住宅及び対家計民間非営利団体住宅を控除することにより四半期別に推計する。

b. 公的住宅

中央政府の一般会計及び特別会計の「決算書」における公務員宿舎施設費、『地方財政統計年報』における普通建設事業費のうちの住宅費並びに都市再生機構及び地方住宅供給公社の賃貸住宅にかかる住宅建設費を集計し、これから用地費を控除して年度計数を求める。

次に、四半期計数については、別途コモ法等で推計される建設補修（改裝・改修）の公的住宅分を控除し、『建設総合統計』に掲載されている公共部門における居住用建築の出来高ベースの金額を用いて、年度計数を四半期に分割する。なお、建設補修（改裝・改修）のうち公的住宅分の比率については、本章「3. (1) ①a.」より得られる分割比率を用いる。

②非住宅投資

a. 民間企業設備

供給側推計及び需要側推計の双方から推計値を作成し集計値のレベルで統合する項目（並行推計項目）を主体とし、共通推計項目として別途推計するコンピュータソフトウェア、研究・開発及び娯楽作品原本の民間企業分、非住宅不動産の売買仲介手数料並びに対家計民間非営利団体分を加算して推計する。

なお、制度部門別設備投資額の推計は、民間企業設備の総額の四半期計数から、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したものを、後述する需要側推計による非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業）の計数によって分割し、消費税額を控

除（「第2章5.消費税の取扱い」参照）することにより推計する。

（a）並行推計項目

（イ）需要側推計値

年次推計では、需要側補助系列の四半期比率を用いて、比例デントン法により、年次推計暦年値（コモ法により推計された総固定資本形成（暦年計数）から民間住宅、公的固定資本形成及び対家計民間非営利団体等の共通推計項目の設備投資額を控除したもの）の四半期分割を行う。

需要側補助系列は、民間非金融法人企業及び民間金融機関については、『法人企業統計』により推計する。個人企業については、建物分を『建築物着工統計』により推計し、建物以外の機械器具等分については、『個人企業経済統計』（総務省）の一企業当たり新規設備取得額の前年比で延長推計した一企業当たりの機械投資額に、『労働力統計』（総務省）の自営業主数から求めた個人企業数を乗じることにより推計する。
※「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）2020年（令和2年）基準版」の「II. 需要項目別名目値の推計方法」参照。

（ロ）供給側推計値

供給側推計で得た総固定資本形成を使用する。

※「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）2020年（令和2年）基準版」の「I. 供給側の推計方法」参照。

（ハ）統合方法

需要側推計値と供給側推計値を加重平均後の推計精度を最も高めるウェイトで加重平均する。

※「国民経済計算推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）2020年（令和2年）基準版」の「II. 需要項目別名目値の推計方法」参照。

（b）共通推計項目

（イ）対家計民間非営利団体設備投資（コンピュータソフトウェア分除く）

年次推計では『民間非営利実態調査』等から推計する。

（ロ）コンピュータソフトウェア、研究・開発及び娯楽作品原本

上述の本章「3.（1）①b.」を参照。

（ハ）不動産仲介手数料（うち非住宅不動産の売買仲介手数料分）

不動産仲介手数料については、『法人企業統計年報』から求めた不動産業の従業員

一人当たりマージン額の伸びと、『サービス産業動向調査』の不動産取引業の事業従事者数の伸びを延長指標として産出額を推計する。その上で、直近の第三次年次推計の配分比率を乗じて総固定資本形成への配分額を推計する。民間企業設備計上分については、基準年における非住宅分（民間企業設備分）と住宅分（民間住宅分）の分割比率で按分する。

b. 公的企業設備

(a) 知的財產生産物を除く固定資産

知的財產生産物を除く固定資産については中央、地方それぞれ以下のとおり推計する。

中央の公的企業については、各機関の貸借対照表上の有形固定資産から土地と立木を控除したものの前年度末と当年度末との差額を算出し、これに損益計算書上の減価償却費・固定資産除却損等を加え、消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

地方の公的企業については、『地方財政統計年報』の資本的支出のうち建設改良費を求め、これから用地費及び消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

四半期分割については、別途コモ法等で推計される建設補修（改装・改修）の公的企業分を控除し、『建設総合統計』の公共部門における非住宅建築及び土木の出来高ベース工事費の四半期パターンによって行う。なお、建設補修（改装・改修）の公的企業分の比率については、本章「3. (1) ①a.」より得られる非住宅・公共の分割比率等を用いる。

(b) 知的財產生産物

コンピュータソフトウェア、鉱物探査・評価、研究開発及び娯楽作品原本からなる知的財產生産物については、上述の本章「3. (1) ①b.」を参照のこと。

c. 一般政府

(a) 年度計数の推計

中央政府及び社会保障基金については、決算書の「施設整備費」等の投資関係の目を集計したものから用地費を控除することにより推計する。戦車、艦艇、戦闘機等の防衛装備品については、別途、国の決算書、『経済産業省生産動態統計』等により推計する。

地方政府の場合は『地方財政統計年報』の普通建設事業費、災害復旧事業費等及び下水道事業の建設改良費等を集計し、用地費を控除する（「第4章1. 一般政府関連項目の推計」を参照）。

知的財產生産物のうち鉱物探査・評価相当分については、決算書により推計する。

研究・開発については、本章「3.（1）②」を参照。コンピュータソフトウェアについても「b. 公的企業設備」と同様である。

（b）四半期計数の推計

知的財産生産物、建設補修（改裝・改修）及び防衛装備品以外については、『建設総合統計』の公共部門における非居住建築及び土木の出来高ベース工事費の四半期パターンによって四半期分割を行う。知的財産生産物のうちコンピュータソフトウェア及び鉱物探査・評価については、本章「3.（1）①b」、研究・開発については、本章「3.（1）②」を参照。建設補修（改裝・改修）については「b. 公的企業設備」と同様である。また、防衛装備品については、コモ法により推計した暦年値を4等分する。

4. 在庫変動

在庫変動は、コモ法による推計値をもとに推計する。

（1）民間在庫変動

民間在庫変動額は、コモ法により推計したグロスのコモ値から、公的企業及び一般政府の在庫変動額並びに消費税控除額（第2章参照）を差し引き、残差として求める。

なお、コモ値における育成生物資源の仕掛品在庫額は、実現在庫法（RIM）により推計する（第2章参照）。

a. 四半期計数

※「国民経済計算推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）2020 年（令和 2 年）基準版」の「I. 供給側推計の方法」参照。

b. 部門別計数

法人企業・個人企業及び個人企業の内訳である農林水産・非農林水産といった部門別の計数は、民間在庫変動額を、人的推計による在庫品の部門別比率を基準に分割する。

なお、金融機関及び対家計民間非営利団体は、在庫を持たないものとみなす。

c. 在庫残高デフレーター

在庫のデフレーターとしては、残高デフレーターが表章されている²⁹。

²⁹ 在庫変動の名目値と実質値からフローベースのデフレーターを計算することも可能である。しかし、在庫変動は変動が激しく、負値を取ることもあるため、残高デフレーターを表章することとしている。

民間在庫変動の残高デフレーターは、下記の手順によりインプリシットに算出する。まず、『四半期別法人企業統計』等から推計した基準年末の名目在庫残高＝実質在庫残高とおいて、これをベンチマークに実質在庫変動（フロー）を累計し各期の実質在庫残高を算出する。次に、各期の実質在庫残高とデフレーターから各期の名目在庫残高を算出する。以上の手順で算出した名目在庫残高を実質在庫残高で除して在庫残高デフレーターを算出する。

(2) 公的在庫変動

a. 分類

公的在庫変動は在庫を保有する政府諸機関の部門分類により、公的企業分と一般政府分に分けて表章する。

b. 在庫の推計方法

防衛省の保有する弾薬類については、防衛省の財務書類における弾薬類の棚卸資産の当期末在庫残高と前期末在庫残高をそれぞれ実質化し、その差額として得られた実質在庫変動に期中平均価格を乗じることにより、在庫品評価調整後の名目値を推計する。食料安定供給特別会計（食糧管理勘定は一般政府）、エネルギー・金属鉱物資源機構（公的企業）など在庫の存在が想定される機関の貸借対照表上の当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額をとり、これに消費税額控除及び在庫品評価調整を行って名目値を推計する。

実質値の推計方法は、数量が把握できる機関、品目については基準年の数量及び価格より算出した基準単価に数量を乗じて実質残高を求め、数量が把握できない機関、品目については『企業物価指数』から計算した期末の価格指数を残高デフレーターとして、名目残高より実質残高を求める。さらに当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額を実質在庫変動とする。

四半期分割は、四半期毎の在庫残高を調査している機関については調査値を用いているが、調査を行っていない機関については四半期で等分する。

5. 財貨・サービスの輸出入

『国際収支統計』の項目を一部 SNA の概念に組み替えて推計する（詳細は第6章参照）。